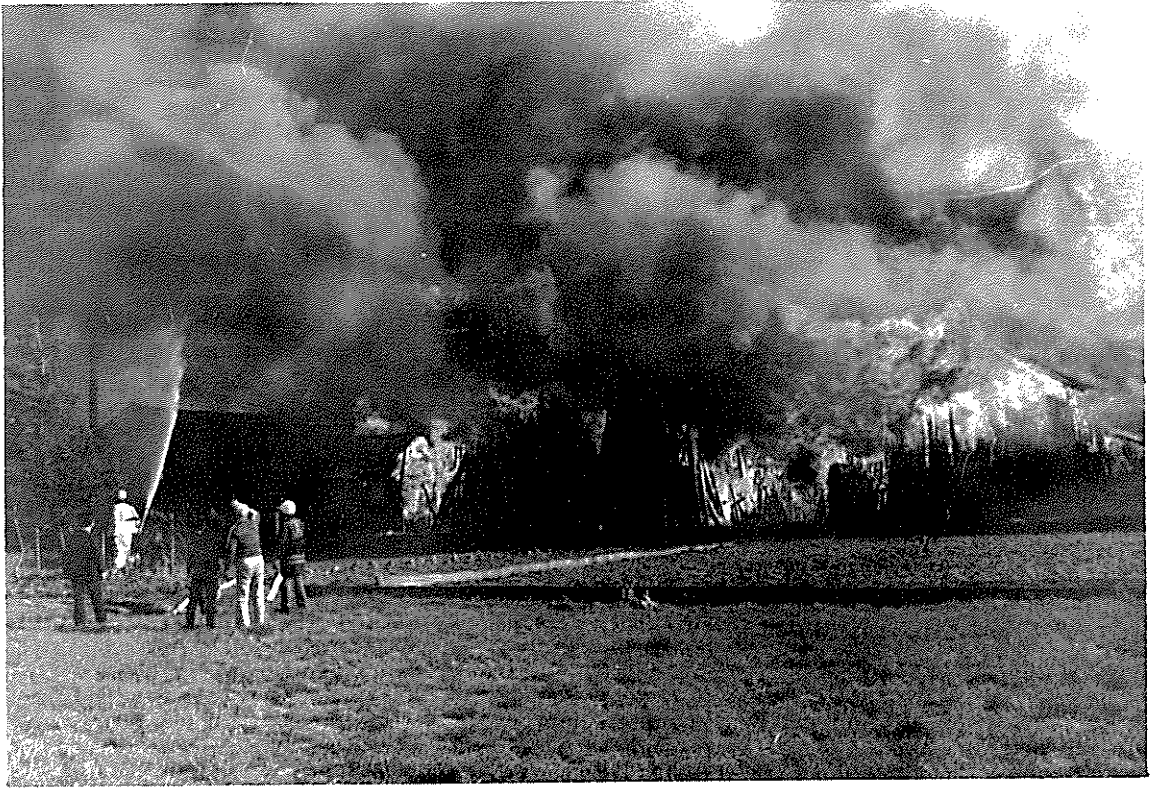


# 福光大火 (54.4.11) の概況とその対応策



富山県消防防災課



4月11日 16時9分頃 炎上する火元の状況

延焼中の西町通り商店街

手のつけられない状態  
16時20分頃 火勢が強く







延焼した工場の炎

(読売新聞社提供)



あわてて避難する住民

またたく間に大火となったため、家財道具を持ち出せた人はほとんどなかった。(読売新聞社提供)



17時30分頃の消火活動の様子（北日本新聞社提供）  
県下各地からの応援消防隊が到着して活躍した。



西町通りでは狭い道路のためゴッタ返した。





一夜あけた被災地  
(読売新聞社提供)



いち早く復興にたち上がる被災者たち



4月12日 被災者を見舞う中田知事  
この日より全国から多くの、あたた  
かい援助の手がさしのべられた。

被災者の避難先を伝える  
応急の掲示板が作られた。



4月12・13日 災害復旧のため出動した陸上自衛隊第14普通科連隊  
及び第321地区施設隊延200名が機動力を発揮した。

## ま え が き

昭和54年4月11日に発生した福光の大火は、魚津大火（昭和31年9月）以来22年7カ月めの大災害となりました。不幸にして災された方々に対しましては、衷心よりお見舞い申し上げます。

火災をはじめとしてあらゆる災害は、無いに越したことはなく、防災関係者はもとより、すべての人々がその防止に多大の努力を傾注し、無災害を祈っているところであります。

しかしながら、災害の絶無を期し難いのが現実であり、防災関係者は、今回の火災から得た教訓を明日への防災に生かすべく一層の努力を怠ってはならないと存じます。

今般、今後の防災対策に誤りなきことを願って、福光大火に関する資料をとりまとめました。

この記録について、配布希望のむきもあり、限定部数を作りましたが、内部資料であることを御理解頂き、御参考に資することができれば、幸いです。

昭和54年9月

富山県総務部消防防災課長

山下 武雄

# 目 次

## 第1 大火の概況

1. 出火から鎮火に至るまでの経過	1
2. 被害の状況	1
3. 4月11日の気象状況	2
4. 消防隊の出動状況	3
5. 県警察隊の活動	5
6. 富山県LPガス協会両砺波支部福光地区の活動	5
7. 福光町がとった対策	6
8. 県がとった対策	7

## 第2 延焼の状況と消防戦術の展開

1. 被災地域の概況	10
2. 16時頃の延焼状況と消防力の配置	12
3. 16時30分頃の延焼状況と消防力の配置	14
4. 17時頃の延焼状況と消防力の配置	16
5. 17時30分頃の延焼状況と消防力の配置	18

## 第3 反省と問題点の抽出

1. 自治省消防庁の現地視察と問題点の指摘	21
2. 県災害対策本部総務班の検討	22
3. 福光大火に応援した消防機関代表者による検討	23
4. 消防体制の整備についての指導通達	24

## 第4 教 訓

1. 防線の設定	25
2. 初期消火活動のあり方	25
3. 市町村消防相互応援協定の成果	26

別表	福光大火の応急復旧及び復興対策	29
----	-----------------	----

別記	消防々災体制等の整備について	38
----	----------------	----

(表紙写真は北日本新聞社提供)



# 第 1 大火の概況

## 1 大火から鎮火に至るまでの経過

昭和54年4月11日15時47分頃、富山県西砺波郡福光町547の1、瀬川善三郎経営の瀬川木材店・製材所より出火した。

原因については現在、調査並びに捜査中である。

出火後7分間を経過した、15時54分頃119番通報によって覚知し、福光町消防署は直ちに現場に出動した。消防隊は、出火から9分後、覚知から2分後の15時56分頃に水利部所に到着して消火活動を開始した。

出火後3時間43分を経過した19時30分火勢を鎮圧し、同じく5時間8分を経過した21時05分頃にしてようやく鎮火した。

## 2 被害の状況

### (1) 負傷者

41名 いずれも軽傷である。

### (2) り災世帯数及び人員

り災世帯 57世帯(242名)

全 焼 42世帯(167名)

半 焼 15世帯(75名)

### (3) 焼損棟数及び損害額

#### ア 住 宅

全 焼 40棟 292,500千円

半 焼 15棟 38,500千円

計 55棟 331,000千円

#### イ 土 蔵

全 焼 12棟 79,000千円

半 焼 1棟 6,000千円

計 13棟 85,000千円

ウ 附属建物（車庫，納屋，物置）

全	焼	31棟	131,500千円
半	焼	7棟	5,500千円
	計	38棟	137,000千円

エ 工場

全	焼	6棟	213,000千円
半	焼		18,800千円
	計		231,800千円

オ 収容物損害額 424,300千円

総合計被害額12億910万円，焼損面積14,214平方メートルにおよんでいる。ちなみに戦後の県内における大火災は，

・昭和28年4月29日

高岡市割川で出火し，61戸焼失 損害額 1,685万円

・昭和29年2月26日

黒部市三日市で出火し，164戸焼失 損害額 1億4,289万円

・昭和31年9月10日

魚津市真成寺町で出火し，1,675世帯焼失

損害額 15億9,014万円

があり，22年7ヶ月後にして，福光大火が発生したのである。

### 3 4月11日の気象状況

同日5時20分，富山気象台は，異常乾燥注意報および火災気象通報を発表した。これを受けた県消防防災課では，直ちに県下市町村に対し県防災行政無線を通じて伝達した。なお，火災気象通報は鎮火時間の21時05分頃以後も継続中であった。

県下市町村の火災警報の発令状況は，福光町においては9時に，更に他の市町村では10時30分頃から13時30分頃までの間に6市町村があいついて発令していた。また，火災警報を発令した地域は富山市と呉西地域に偏っていた。

富山気象台福光アメダスの記録によれば福光地方の気象状況はつぎのとおりである。

時 刻	風 向	風 速	気 温	湿 度	気 圧
15～18時	西	5～6(m/s)	18.0～14.3(℃)	37.8～56.5(%)	1,005 (mb)
19時	西南西	5 ( # )	13.7 ( # )	55.0 ( # )	1,006 ( # )
20時	西	6 ( # )	14.3 ( # )	48.6 ( # )	1,007 ( # )

・ 15時～20時までの最大風速 10 m/s

平均風速 5.8 m/s

以上のことから火災発生時には瞬間最大風速10メートル以上にもなっていたことが十分に想像され、又実効湿度も相当に低いものであったと思われる。ちなみに当日の県下の火災発生状況をみると、午前10時頃から県下全域にわたり林野火災6件、建物火災2件、計8件が続発しており異常な状態が窺われていた。

#### 4. 消防隊の出動状況

##### (1) 福光町消防機関の出動状況

福光町消防署では、15時54分頃火災覚知と同時に消防ポンプ自動車2台を出動させ、その後順次消防力を投入して最終的には消防ポンプ自動車4台（化学車を含む）、小型動力ポンプ26台、消防職団員332名（うち団員318名）の全消防力を投入した。

##### (2) 周辺市町村消防機関の出動状況（南砺消防組合・砺波市・小矢部市・福岡町）

福光町消防署の無線連絡を傍受した周辺市町村消防機関では、独自の判断によって順次応援消防力を投入している。その時刻は出火後10数分経過後の16時頃、既に第1次の出動をみている。

最終的には、

消防ポンプ自動車 22台

小型動力ポンプ 12台

消防職団員 508名（うち団員466名）

の出動を行った。



### (3) 県消防防災課の要請に基づく出動状況

出火後40分間経過した16時27分頃、福光町長は、富山県警察本部を介して、県消防防災課に県下消防機関に対する応援要請を依頼した。これより先に県消防防災課では、県下市町村消防本部に応援のための待機を要請していたところであるが、前記福光町長の依頼を受けて、16時30分頃富山・高岡両消防本部に対して、消防ポンプ自動車各1台及び、必要人員の出動を要請した。

富山・高岡両市消防本部の応援消防隊が現地に到着した時間は、おおむね17時10分頃で、出火後1時間23分を経過している。

また県は、16時30分頃消防防災課長以下6名を現地に派遣した。さらに出火後1時間3分を経過した16時50分頃には、新湊・氷見の各市、射水消防組合、および婦中、八尾、大沢野各町の消防本部に対して応援出動を要請した。これらの応援消防隊は、17時20分頃に現地に到着しており、出火後1時間40分位の時間で、延焼面積が最大の時期に活動している。

県消防防災課の要請に基づく応援消防隊は、

消防ポンプ自動車	14台
消防職団員	96名(うち団員28名)

である。

### (4) 消防隊の出動総数

以上のように福光大火に際して投入された消防力の総数は

消防ポンプ自動車	40台
小型動力ポンプ	38名
消防職団員	936名(うち団員812名)

となっている。

### (5) 水利の状況

り災区域西町の面積は、約27,000平方メートルにおよんでいる。この地域に設置されている消防用水利は、消火栓10基(主水管15.0ミリ、末端水管7.5ミリ)および40立方メートル級防火用水槽2基である。その他にり災区域西町々内を東西に走る国道304号線に沿って、幅1.4メートル~2.0メ

ートル、満水時流量毎分20トンの農業用基幹水利があり、更に同地域北側に面する空地の転在する地帯に走る流量毎分4.5トンの農業用水利があって、これらの用水が同地域北側一帯にむけて12本にわかれて末端水路となっていた。

当日この農業用水は渇水状態にあったが、出火覚知後極めて短時間に、機転のきいた消防団員によりこれらの水路に消火用水利を導入することができた。さらに上流に設置されている町営プールの水を導入するなどして、消防水利を十分に確保している。(延焼と消防力の配置 17:30頃 別図-6参照)

## 5. 県警察隊の活動

所轄福光警察署長は出火覚知と同時に現場に急行し、出火後19分間経過の、16時06分頃には県警察本部に対して警察官の応援派遣を要請している。県警察本部では、これに対応して、16時10分頃、福光警察署に現地警備本部を設置するとともに、ブロックセンターの署長である砺波警察署長を現地警備本部長として配置した。また同時に、県警察本部は警察本部長を長とする災害警備本部を設置してその指揮にあっている。

県警察隊が投入した人員・資機材は、

警察官 233名

車両 多重無線車1台 パトロールカー23台

その他の車両20台

資機材 移動標式31本 通行禁止用バリケード20基

である。

その活動は、交通規制点29ヶ所を設定して、り災地域をとりまく要衝の全ての通行禁止を行い、消防機関が設定すべき危険区域を事実上設定した。さらに福光町に至る国道並びに主要県道における一般自動車の交通規制を実施して、応援消防自動車の優先通行を確保した。また、り災町民の避難誘導に努めるほか、り災状況のは握、鎮火後のり災地域の警戒パトロールの実施、火災原因の捜査など各般にわたっての活動を展開した。

## 6. 富山県LPガス協会両砺波支部福光地区の活動

出火と同時に、富山県LPガス協会両砺波支部福光地区の8業者は自主的な判断によって、出火箇所の瀬川木材店の風下約200メートル地点にあるLPガス容器収納庫に保管中の容器約60本を搬出撤去したほか、り災地域民家に設置してある推定110本の容器を搬出撤去している。

ちなみに焼跡整理中に発見された容器は10本に止まっており、90%前後の撤去がおこなわれ、延焼拡大の防止に相当貢献されたことが窺われる。

## 7. 福光町がとった対策

### (1) 避難所の開設

福光町当局は出火後間もなく、延焼が拡大するとの情勢判断に立って16時頃福光町法林寺1福光中部小学校と福光町（通称西荒町）7,164西岸寺の2ヶ所に避難所を開設した。避難所の利用者は4月11日・12日・13日の3日間にわたり延約600名であった。

### (2) 福光大火災害対策本部

16時25分福光町役場に、福光町地域防災計画に基づく大火災害対策本部を設置して、組織的な対処にあたった。

### (3) 消防力の応援要請

16時27分頃、福光町々長は、現場出動中の警察官に対して、県警察本部を介し県消防々災課に県下消防力の応援派遣を要請した。

### (4) 救護所

16時25分頃、福光町通称中央通りの細川病院に救護所を開設し、砺波厚生病院より救護員5名の派遣を求め、負傷者等の救護受入れ体制を整えたが、幸いに負傷者は少なくこれを利用するものはなかった。

### (5) 自衛隊の派遣要請

4月12日10時頃、福光町長は富山県に対して、り災復旧援助のために自衛隊派遣の要請をした。県はこれを受けて直ちにその手続きを行った。

### (6) 非常炊き出し



4月12日13日の両日にわたって、大火災害対策本部が行った非常炊き出しは2,500食であった。

#### (7) 焼跡整理の機動力の投入

大火災害対策本部では、焼跡整理のために町所有車両および借上げ車両あわせてダンプカー延128台、ブルドーザー、重機車両延11台を投入している。又12日より応援に現地到着した、自衛隊の活動もあって、13日にはその整理がほぼ完了している。

#### (8) その他

福光町では、県の災害対策本部が行う災害応急対策と呼応して、それぞれの諸対策を約1ヶ月にわたり実施した。

### 8 県がとった対策

#### (1) 消防体制

当日午前10時頃から林野火災や建物火災が県下各地に続発しており、県消防々災課では異常な状態を感じて県下消防機関の活動に注目していた。16時頃、福光町の火災発生を消防無線により傍受し、緊迫した待機姿勢に入ったが16時20分頃、出火場所から風下約500メートル地点、小矢部川沿岸の民家に飛火し一部延焼の情報を傍受すると同時に、

- ・県下市町村消防本部に待機を要請
- ・知事に状況を報告
- ・県警察本部との連絡体制の確保をおこない、16時30分頃、庁内関係部課に対して通報連絡のうえ、待機を要請した。16時27分福光町長の応援要請を受けて以後の措置は、前記4.消防隊の出動状況(3)県消防々災課の要請に基づく出動状況(3頁)に記載のとおりである。

#### (2) 災害応急対策

17時00分頃、県総務部長主宰のもとに対策部長会議を開催。

- ・災害救助法適用の問題
- ・知事の現地視察並びに県執行部幹部の現地派遣

等についてその方針を決定した。

以上のことにつき知事の指揮を仰いだ上、19時頃総務部長が知事代理として厚生部次長及び社会福祉課々員を伴い、現地福光町災害対策本部に赴き、福光町長に対して知事の見舞金としてとりあえず100万円を手渡した。また同町民の災害状況報告を聴取し関係機関と連絡調整の上、20時同町に対しての災害救助法の適用を決定した。また県にあっては、同20時消防々災担当の理事指導のもとに富山県災害対策本部を設置、その事務局を消防々災課においた。

23時30分頃、災害対策本部員を招集し、前記対策部長会議での方針・今後の災害応急対策の実施について打ち合せ、その体制づくりを行った。

翌4月12日9時には、総務部長指揮のもとに災害対策本部員会議を開催し各班毎に策定された災害応急対策実施計画の報告を求め、これを検討のうえ、実施した。10時には、知事が現地を視察し、福光町長及び、り災町民に激励の辞と見舞金合計500万円を送り同時に町長と協議のうえ自衛隊の応援派遣要請を決定した。

自衛隊の現地到着は同日15時頃であって人員100名、ダンプカー12台チェーンソー12台を投入し、直ちに活動を展開し、4月13日、15時頃その任務を完了している。

災害救助に関する県予算の編成は12日中に行われ、知事専決によって成立した。昭和54年度富山県一般会計予算 補正予算第1号 民生費・災害救助費37,000千円を計上している。

災害応急対策の実施状況は、別添資料1「福光大火の応急復旧及び復興対策」のとおりである。

4月23日10時、総務部長指揮のもとに災害対策本部員会議を開催し、各班から

- ・ 救援対策の推進状況
- ・ 継続実施を要する問題

の報告を求め、継続実施を要する諸問題は、それぞれの所管事務において実施可能であるとの判断にたつて、同日災害対策本部を解散した。

### (3) 広報対策

報道機関に対する情報提供は、火災の発生時から同日深夜に至るまで、福光町では同町大火災害対策本部が、県にあっては担当理事のもとに県広報課及び消防々災課がこれにあたり、現地では消防々災課長があたった。特に災害状況の把握については、通信の輻輳、情報の混乱からその対応に苦慮した。

4月11日20時、災害救助法適用の段階で総務部長は、福光町大火災害対策本部において、

- ・災害救助法の適用
- ・知事見舞金の手渡し

について発表した。

又4月12日10時、総務部長は県政記者クラブにおいて

- ・福光町り災者のみなさんに対する激励のことば（知事）
- ・民生費・災害救助費3,700万円の計上につき発表した。

取材にあたって、特に各報道機関が注目したのは第1に、火災警報発令時における住民に対する火災予防の広報・啓蒙の徹底についての対応が適切であったかどうか、第2に、常設消防機関としての福光町の体制は弱体でなかったか、また市町村消防相互応援体制で対処しているとしても、その現行体制に問題はないか、との点が各社共通の問題として窺われた。しかしながら、異常乾燥注意報発令の状況下において延焼拡大を最少限に喰い止めた実績のためか、各社の論評には、第一の問題点を指摘する報道は若干見られたものの、第二点の指摘は現われなかった。



## 第 2 延焼の状況と消防戦術の展開

### 1 り災地域の概況

福光町は、町村合併により、人口22,553人、世帯数5,272戸（54.41現在）で、区域の大半は農山村地帯である。市街地を形成する地域は、一級河川小矢部川をはさみ、東西約1,250メートル、南北約1,000メートル、世帯数1,650戸



前後であって木造2階建の建物が密集している。り災地域は市街地を形成する地域の北西部に位置し、東西約200メートル、幅約50メートルであって、西町と称されている。市街地を東西に走る国道304号線に面しているが、同町内通過の部分は極端にせまくなっており、幅員9メートル前後である。同町内の北側は田園地帯で、そのなかに木造の住宅、工場等が点在している。同町内の国道をはさんで南側は、一部田圃が残っているものの、木造家屋が密集している。また国道304号線に沿って、農業用基幹水路があり、これから北側にむけて、枝線が走っている。出火地点である瀬川木材店（建物面積949平方メートル）は、同町の最西端に所在している。当日の風向からは、市街地形成地帯の風上の頂点にあったといえるのである。

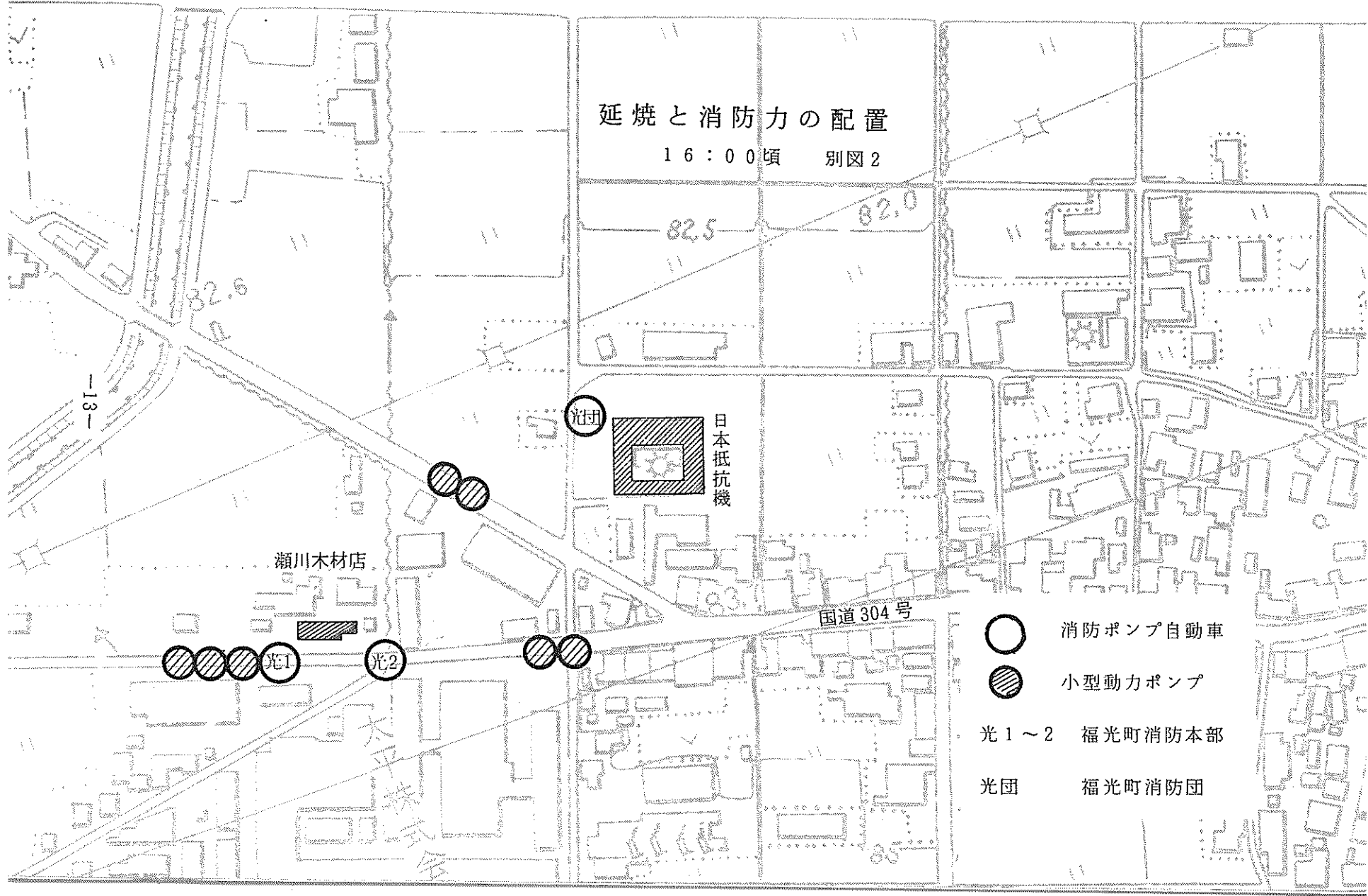
（別図1参照）

## 2. 16時頃の延焼状況と消防力の配置

前記のように瀬川木材店から出火したのは、15時47分であるが13分後の延焼状況は、瀬川木材店製材所部分368平方メートル全焼、火炎は最高潮に上昇し飛火は風下の西町中心部にむかって飛散中であつたと思われる。福光町消防署の消防自動車ポンプ、福光1号および2号は出火点の消火にあつており、さらに同町消防団の小型動力ポンプ3台が追加配置されている。又風下の北側側面および南側側面に小型動力ポンプ各2台を、そして風下北側に所在する、日本抵抗器株式会社（木造2階建1,597平方メートル）に同町消防団の消防自動車ポンプ1台を配し、水幕を張り延焼防止に努めた。しかしながら、前記のように出火から覚知まで7分間を要した時間の遅れは、異常乾燥の気象条件下にあつて初期消火のタイミングを完全にはずしており、又すでに大型木造建物として延焼拡大の伝導役となつた日本抵抗器の建物についても一部延焼の状態にあつたと推定されるのであつて、この段階でもはや必然的に大火に至る状態にあつたといえる。（別図2参照）

# 延焼と消防力の配置

16:00頃 別図2



- 消防ポンプ自動車
- ◐ 小型動力ポンプ
- 光1～2 福光町消防本部
- 光団 福光町消防団

### 3 16時30分頃の延焼状況と消防力の配置

前述の日本抵抗器株式会社の延焼，火炎上昇は，飛火の範囲を飛躍的に拡大したようである。ちなみに大火後，飛火残存物の収集を試みたところ，最遠距離，9,000メートル地点で発見されており，延焼可能と認められる状態のものは600～900メートル地点小矢部川右岸の市街地で散見されている。日本抵抗器株式会社の火炎上昇最高潮は16時10分から20分頃と推定されるが，この頃に風下500メートル地点の小矢部川左岸の木造住宅に飛火炎上しており，これは自力によって消火している。此の時期西町北側一帯の風下300メートルまで飛火が激しく，8棟前後の木造建物が点々と炎上し始めていたものと推定される。

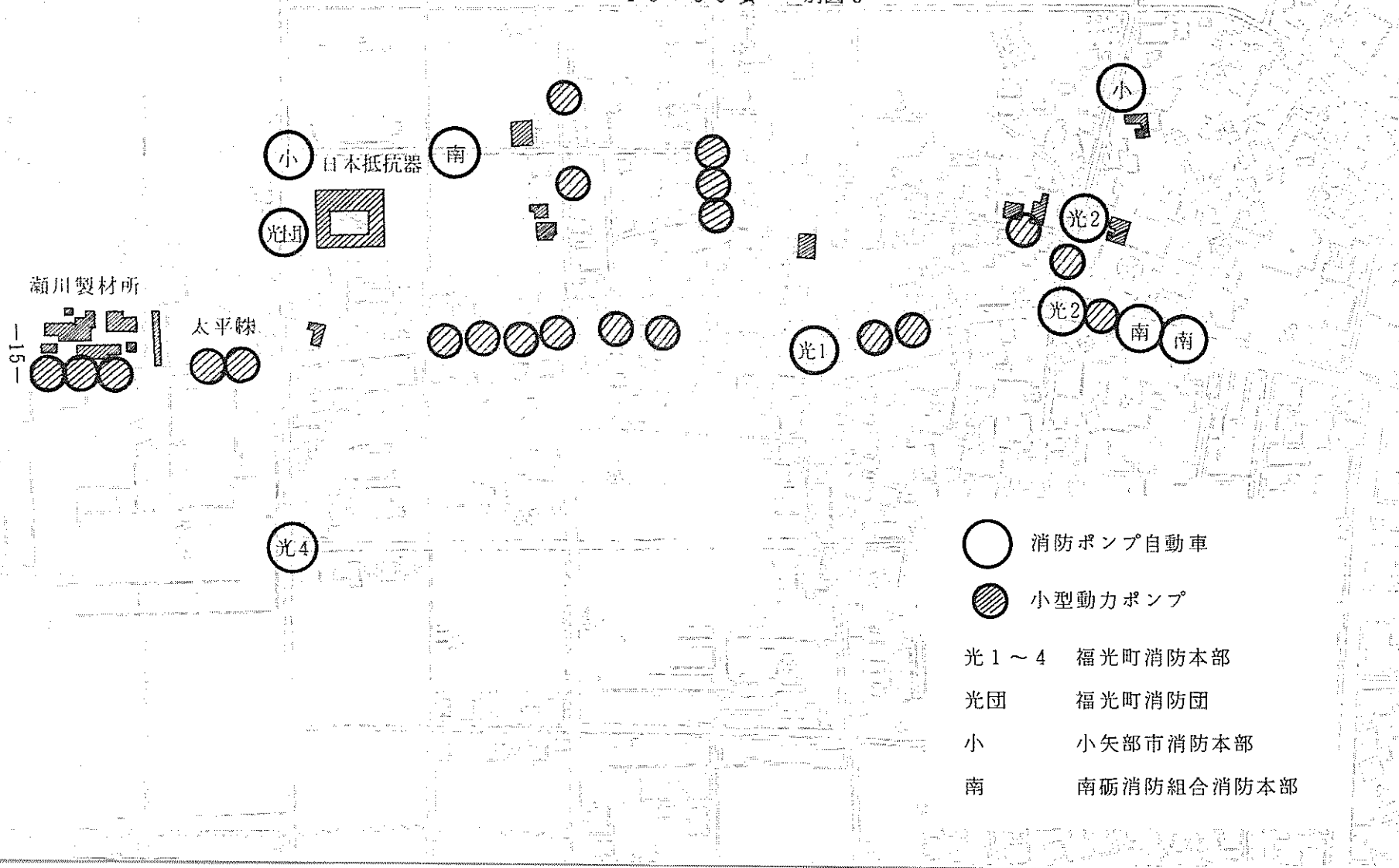
一方消防力については，増強された福光町消防機関の勢力と，応援にかけつけた南砺消防組合，および小矢部市の消防機関によって，消防ポンプ自動車10台，小型動力ポンプ21台が投入されている。（別図3参照）

消防力の配置は，別図3に示すように国道304号線の北東側に延焼するであろうとの判断にたつて，風下側に沿って側面からはさみ込む体制をとり，さらに出火地点より風下300メートル地点で延焼方向に対して直角，南北に走る幅員約6メートルの町道をもって防禦線とし，ここに消防ポンプ自動車を重点的に配置している。

前記16時の時点で出火点に配備した福光1号，2号の消防ポンプ自動車は，風下側に配置転換をしているが，飛火，延焼の状況判断にたつて，応援消防隊の到着以前に変えたものである。またこの時点では，応援消防隊に対する指揮を福光町消防機関の幹部に期待することは不可能であり，応援消防隊指揮者の独自判断によって配置したと思われる。

# 延焼と消防力の配置

16:30頃 別図3



- 消防ポンプ自動車
- ◐ 小型動力ポンプ

- 光1～4 福光町消防本部
- 光団 福光町消防団
- 小 小矢部市消防本部
- 南 南砺消防組合消防本部

—15—



#### 4. 17時頃の延焼状況と消防力の配置

出火後1時間13分を経過した延焼状況は、国道304号線を南端として、北側に約50メートル、西から東にむけて約200メートルに拡がり40棟前後の建物が面的に炎上する状態となっている。これらの飛火の飛散は甚しく、風下に面する町民の総てが、自力による消火体制をとっている。

消防力の増強については、南砺消防組合、小矢部市の各消防機関の増強とさらに砺波市および県消防防災課の要請による富山、高岡各市の消防機関が到着している。その勢力は、

消防ポンプ自動車 27台

小型動力ポンプ 26台

となった。(別図4参照)

消防力の配置は、前記防禦線の増強という型になり、さらに出火地点より風下300メートル地点に第2防禦線を配置し、また450メートル地点に飛火警戒のための消防ポンプ自動車1台を配置している。とくに消防戦術の展開は別図4に示すように、火災地帯の末端から風下にむかって国道304号線に沿って戦線を型成し、またこれに直面する防禦線の強化を徹底している。なお風下北側の戦線形成に図面上弱いものがみられるが、この辺りは田圃が点在する空白地帯であったためである。図にみられるように、この一帯に配置された消防力は、

消防ポンプ自動車 20台

小型動力ポンプ 10台

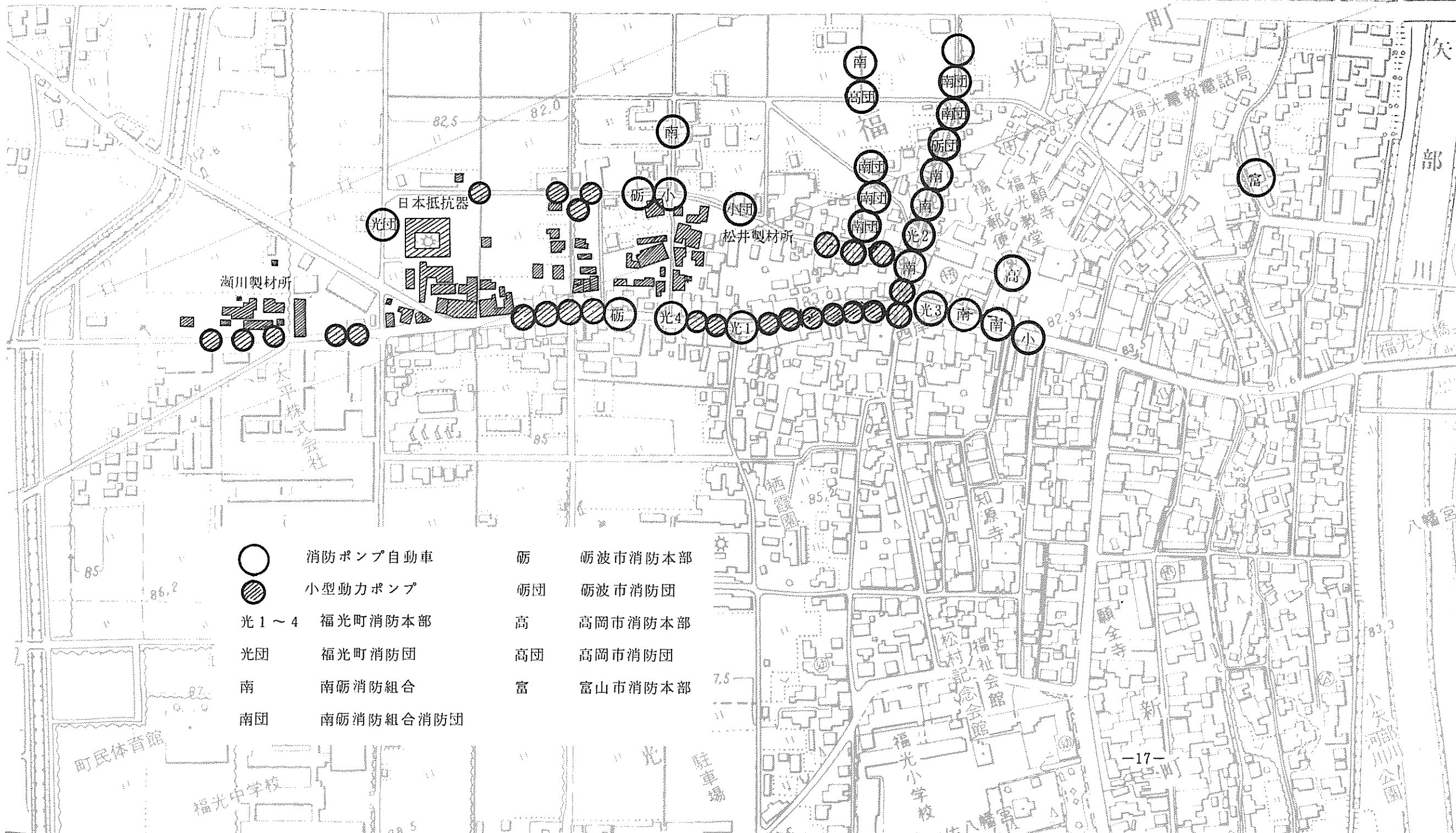
であって、当時の消防ポンプ自動車の74%を配置している。

これらの消防力は十分な水利を背景に強力な水幕戦術をとったのである。この頃は、水利部署に関係なく、ポンプを配置して、地表面凹部に吸水管をおけば放水可能という状態にいたっている。従って、この地帯の建物の水損に甚しいものがあつた。

なお、この頃になって福光町消防署長は、火災現場にあつて、同町消防団長は消防本部にあつて、それぞれ組織的指揮をとれる状態となった。

# 延焼と消防力の配置

17:00頃 別図4



- 消防ポンプ自動車
- ◐ 小型動力ポンプ
- 光1～4 福光町消防本部
- 光団 福光町消防団
- 南 南砺消防組合
- 南団 南砺消防組合消防団

- 砺 砺波市消防本部
- 砺団 砺波市消防団
- 高 高岡市消防本部
- 高団 高岡市消防団
- 富 富山市消防本部

## 5. 17時30分頃の延焼状況と消防力の配置

17時30分頃に至って、火炎は、国道304号線沿い町道西町～八幡線の西側の木造建物5棟におよび焼失せしめた。しかし、飛び火に対する水幕戦術が効果を上げ、風下への延焼を完全に喰い止めている。

消防力はさらに増強されて、福岡町の消防機関および県消防防災課の要請による射水消防組合、氷見・新湊各市ならびに大沢野・八尾・婦中各町の消防機関が現場に到着している。この頃の消防力の勢力は下記のとおりとなっている。

消防ポンプ自動車 40台

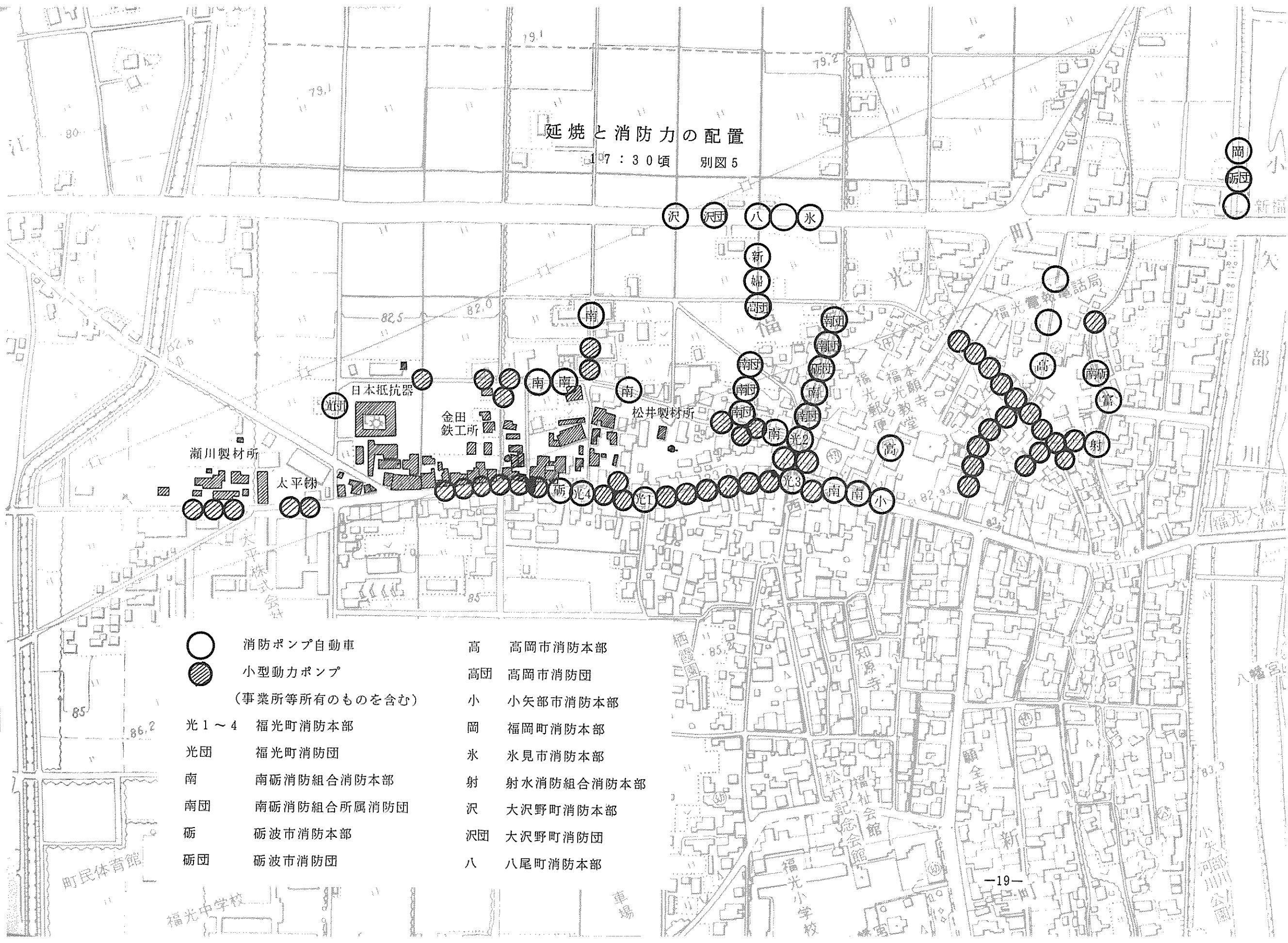
小型動力ポンプ 38台

これら増強消防力は、防禦第2線の強化と、別図5に示す出火地点から風下500メートル地点の小矢部川右岸の福光大橋一带に第3線を型成する型で飛火の警戒にあたった。この体制をもって火勢鎮圧までのぞみ19時30分頃鎮圧を判断して、応援消防力の引揚げを要請している。

なお、消火活動と消防水利状況を別図6に掲載した。

# 延焼と消防力の配置

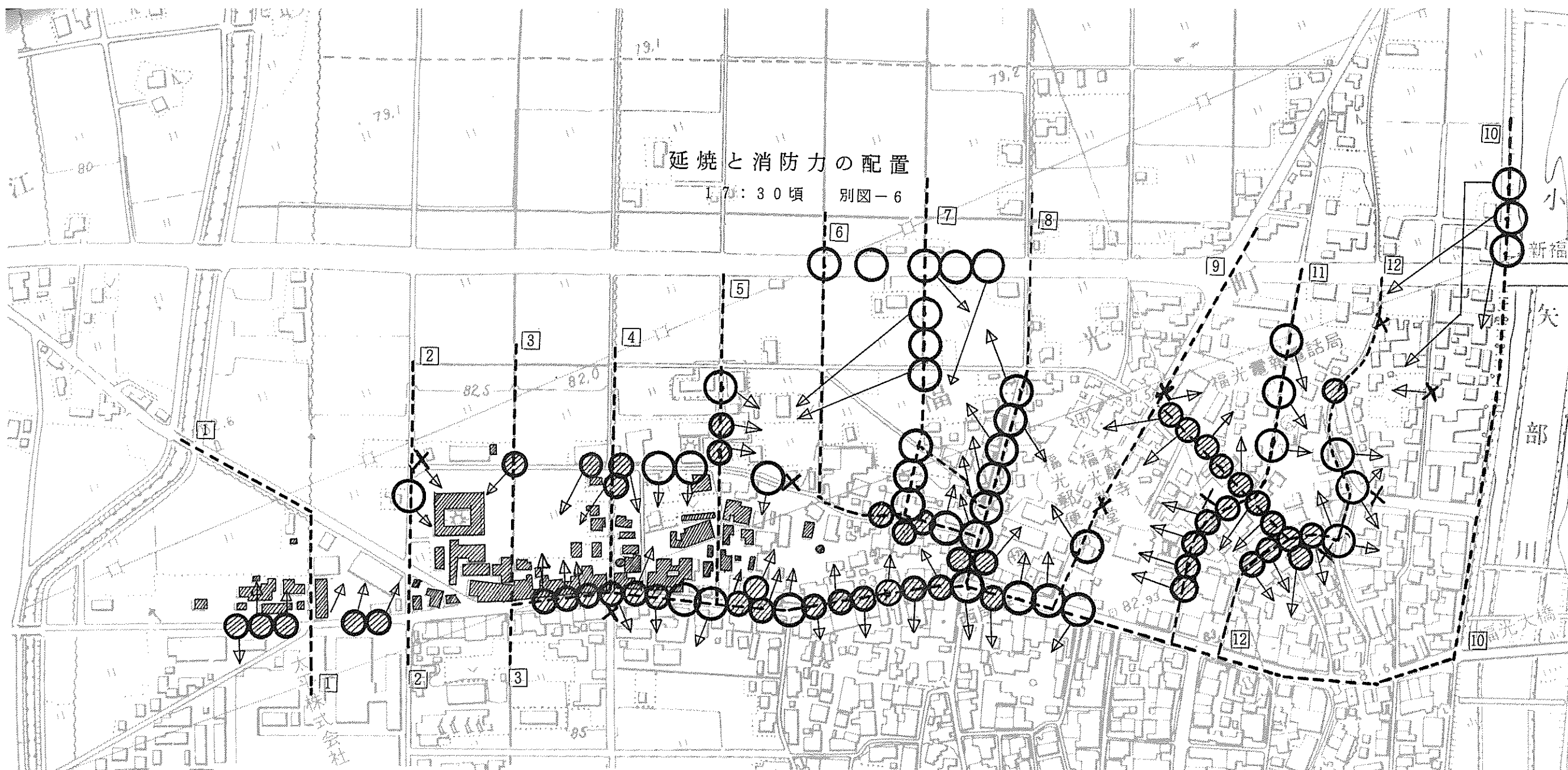
1:7 : 30 頃 別図 5



- |      |                           |    |            |
|------|---------------------------|----|------------|
| ○    | 消防ポンプ自動車                  | 高  | 高岡市消防本部    |
| ◐    | 小型動力ポンプ<br>(事業所等所有のものを含む) | 高団 | 高岡市消防団     |
| 光1~4 | 福光町消防本部                   | 小  | 小矢部市消防本部   |
| 光団   | 福光町消防団                    | 岡  | 福岡町消防本部    |
| 南    | 南砺消防組合消防本部                | 氷  | 氷見市消防本部    |
| 南団   | 南砺消防組合所属消防団               | 射  | 射水消防組合消防本部 |
| 砺    | 砺波市消防本部                   | 沢  | 大沢野町消防本部   |
| 砺団   | 砺波市消防団                    | 沢団 | 大沢野町消防団    |
|      |                           | 八  | 八尾町消防本部    |

# 延焼と消防力の配置

1:7.30頃 別図-6



- 消防ポンプ自動車
- 小型動力ポンプ
- × 消火栓
- ①~⑫ 用水利
- 注水方向
- ▨ 全焼建物

水利能力

水利番号	名称	川幅	水量
1 ~ 3	紅川	上流 2.00 m	21.4 ト/分
		下流 1.60 m	20.7 ト/分
4 ~ 5	南川用水	上流 1.41 m	8.1 ト/分
		下流 1.60 m	4.5 ト/分
6 ~ 12	下江用水	上流 1.48 m	21.6 ト/分
		下流 1.30 m	19.8 ト/分

消火栓 10基 主管 150mm 末端 75mm

### 第 3 反省と問題点の抽出

#### 1. 自治省消防庁の現地視察と問題点の指摘

4月13・14日の両日にわたって、消防庁は係官2名を福光町現地に派遣し現地視察後、福光町消防署長および県消防々災課長より事情を聴取して、つぎの問題点を指摘している。

大火に至った原因は、

- ・異常乾燥・西の強風の気象条件にあったこと。
- ・木造大型建物から出火し、当初から飛火が多かったこと。
- ・周辺に延焼・火勢を助長する木造大型建物があり短時間にして、これに延焼したこと。

を挙げ、これらは酒田市の大火をはじめとして全国の大火に共通しているものである。この大火は更に延焼拡大する可能性は十分にあったが、

- ・自然水利（農業用水利）が十分に確保されていたこと。
- ・応援消防力の投入が極めて早い時期におこなわれ、また消防戦術の展開が適切であったこと。

からこの範囲に止め得たと評価している。なお早期に応援消防力の投入ができたのは、交通規制によって消防力投入の円滑化をはかった警察機関との連携がよかったためとしている。また個々の問題点については、

- ・火災警報発令にさいして、町民に対する啓蒙および火気の制限等の措置が徹底されていたかどうか。
- ・小規模な町村において、つねに問題となるものであるが、この場合にも消防体制の確保に問題はなかったか。
- ・応援消防力の受入れ、およびその指揮体制に問題はなかったか。
- ・農業用水利の利用については、常に渇水期の状況を考慮しておく必要がある。
- ・情報は握に関連して、通信体制に問題がなかったか。

を挙げている。



## 2. 県災害対策本部総務班の検討

4月12日総務部長の指示によって災害対策本部総務班はつぎの事項について検討した。

### (1) 地域防災計画の見直し

ア、火災警報発令の判断基準については昭和46年2月19日付消第52号で  
通達した実効湿度65%の基準を市町村に徹底する必要がある。

イ、火災警報発令時における住民啓蒙の徹底と消防力の動員体制の強化について  
指導する必要がある。

ウ、市町村の木造密集地帯に対する火災警防計画の見直しを指導する。

### (2) 災害時における情報は握体制の改善

ア、防災行政無線が十分活用されなかった経緯にかんがみ、無線中継基地、車  
載無線の出力向上、および現在市町村庁舎に設置されている末端局のほか  
に、消防本部、署への設置等機能の効率化について調査・検討をすすめる。

イ、消防無線の現行出力から、その限界は考えられるものの、県消防防災課に  
おける傍受能力の向上について調査・検討する。

ウ、一般加入電話について、緊急通話システムを活用すべく電信電話公社との  
調整をおこなう。

エ、災害現場の状況のは握については、俯瞰視察による効果が期待されるので  
今後ヘリコプターの活用を配意する。

### (3) 災害時の消防体制

ア、市町村消防相互応援協定の見直しをおこない火災原因の調査等、協定内容の  
拡大について検討する。

イ、応援消防隊の要請あるいは指揮について、市町村長、消防長、署長又  
は消防団長等、責任者が明らかにされているが、実際の運用にあたってそれ  
ぞれが期待できない場合が多い。その改善について検討を要する。

ウ、市町村の消防計画の見直しの徹底について指導する必要がある。

エ、自然水利や農業用水等の活用と渇水期における対応策について検討を要する。

オ、消防水利や緊急用道路の配置図、あるいは市町村火災警防計画等の資料

を市町村相互に交換し、計画立案と相互応援能力のレベルアップをはかる。  
カ、今次大火に展開された消防戦術の分析。

### 3. 福光大火に応援した消防機関代表者による検討

5月4日県消防防災課長主催のもとに応援消防機関の代表者24名によって問題点を検討したが、前記1.2と重複するものを除く問題点は、つぎのとおりであった。

#### (1) 機構の整備について

ア、指揮体制についての指摘は1つには専任消防長の配置による組織体制の整備であり、2つには、災害時における応援出動要請の権限を市町村長から消防機関に移譲することを明らかにしておくべきである。なお、現場指揮については、指揮者を補佐する体制の確立が必要である。

イ、消防職団員の充足については、市町村財政の現況から、消防力基準に直ちに達することは困難であるが、少くとも予防係を含めて、現有の消防資器材が有効に活用できる人員を充足すべきである。

ウ、消防資器材の充実については、5ヶ年計画ですすめられているが、現在のペースで遂行するように、各般の配慮が必要である。

#### (2) 消防水利の確保について

とくに農業用水利の活用にあたっては、市町村と用水管理者間に協定を結ぶ等、その確保に配慮する必要がある。

#### (3) 火災警報発令基準について

前記対策本部総務班の検討事項(1)のアについて確認するとともに市町村条例の速やかな改正を必要とする。

#### (4) 緊急自動車の優先交通等の確保

警戒区域の内外を問わず、消防用車両の優先通行を確保し、また警戒区域内における駐車々両排除等については、県は警察本部と、市町村消防機関は警察署と、それぞれ協議し連絡体制を密にすべきである。でき得れば法に基づく両機関の協定作成がのぞましい。

#### (5) 都市計画事業への参加

都市の防災を期する立場から，都市計画事業等について消防機関の参加を求め，意見を反映させる必要がある。

(6) 火災警報発令時の措置

前記各項に記載のほかに，火災警報を発令した市町村は，隣接市町村および県に対して連絡通報する制度をつくるべきである。解除のときも同様とする。

4. 消防体制の整備についての指導通達

以上の諸機関による検討，指摘した諸問題を整理して，別記のとおり昭和54年5月29日消第217号で県総務部長は，市町村長および，消防組合管理者に対し「消防防災体制等の整備について」通達を行った。なお6月2日・3日にかけて，県市長会長および町村会長に対して，通達の趣旨説明をおこない，6月19日には県下消防署長ならびに市町村防災担当者会議を開催して通達の周知徹底を図った。また，他の検討，改善事項については引続き関係機関と折衝するなど，調査あるいは改善をすすめている。

## 第 4 教 訓

### 1. 防禦線の設定

前記第2の3「16時30分頃の延焼状況と消防力の配置」に記載しているように、この時間に配備した南砺消防組合機関の位置が、自然派生的に防禦線を形成し、以後定着したものといえる。およそ、風下方向に対して、直角に防禦線を展開する作戦には問題が多い。事実この防禦線にあって終始指揮をしていた消防団長は「防禦線の背後で建物の一部が延焼しはじめるという現象が頻発して、消防資器材を捨て、避難しようとしたことが数回あった」と述懐しているのである。しかしながらこのような危険な防禦線を守り切ったところに、延焼を最少限度に止めた最大の要因があるといえよう。

それをささえたものは、

- ・十分に恵まれた水利という物理的条件
- ・遺憾なく発揮された消防精神

であろう。

### 2. 初期消火活動のあり方

これ以上の大火に至るべきを最少限に喰い止めた評価の反面に、初期消火活動によって大火に至らしめないことが可能ではなかったかとする評価があった。

- ・異常な自然条件
- ・出火から覚知までの時間の経過
- ・可燃物が累積している製材所という出火場所の諸条件

からみて、福光町消防機関が現場に到着し、活動を開始した頃には製材所は全焼炎上し、風下にある日本抵抗器の建物が一部延焼するという状態は背かれるところである。

従って初期消火活動によって、延焼を防止し大火を防ぐ時機は失じてしまっているといえる。

南砺消防組合機関の位置した防禦線によって、それ以上の延焼を喰い止め

た実体験を参考にすると、その特点に投入されていた消防力は、

消防ポンプ自動車	10台
小型動力ポンプ	21台

である。

仮に、これだけの消防力が初期消火活動に投入されたとすれば、

- ・最低現状の状態が維持された
- ・延焼面積を狭める可能性があった。

ことが言えると思う。

福光町消防機関の消防力は、

消防ポンプ自動車	4台
小型動力ポンプ	26台

である。従って3割出動体制では勿論、全力投入してもおよばないものである。

ここに小規模町村における消防体制は、常時の充実とともに、火災警報発令下にあっては、より大きい、待機体制が必要であることも肯かれるところである。

### 3. 市町村消防相互応援協定の成果

昭和44年2月県下市町村間に消防に関する相互応援協定が結ばれ、また同協定第5条の但し書きにより隣接市町村の個別協定が結ばれている。今次大火の応援出動には、この協定が生かされ、制度として満足すべき成果のあったものである。しかしながらその運用にあたっての問題がつきのようにあげられる。

#### (1) 隣接市町村以外の市町村に対する応援要請

この協定によれば、隣接市町村以外の市町村に対する応援要請は当該市町村の長の権限に属することとなっている。前記のように16時27分頃福光町長は富山県警察を介して、県消防々災課に対して、応援要請をしているが、その意思の伝達は必ずしも明らかではなかった。思うにこの種の災害にあたっては、当該市町村長の活動は各般にわたるために、このような事態の発生は十分に予測できるところである。

又、応援要請は事後の諸問題に影響があり、その根拠を固めておく必要がある。従って消防専門職等の幹部に権限を移譲するなど、その運営の円滑化に配慮することが必要であると痛感された。

## (2) 応援消防力に対する現場指揮

消防組織法第24条の4、及び前記協定8条の定めるところによって、その指揮は市町村長あるいは、消防長または消防団長とされているが、前記第2「延焼の状況と消防戦術の展開」の3および4に記載しているように、16時30分の段階では、応援消防隊は独自の判断によって活動しており、17時の段階でようやく指揮統率が現われている。しかしながら、応援の南砺消防組合は、日頃富山県消防協会南砺支部として福光町消防機関を含めた各町村持廻りの合同演習を繰り返していることから、り災地の地理、水利に精通していたものである。

およそ災害の混乱期においてこのような状態に至ることは、前記応援要請と同様十分に予測されるものであって

- ・今回の教訓に照らして、合同演習の積重ねをおこなうこと。
- ・指揮者の補佐、応援消防力の誘導などの体制づくりをすること。

が痛感された。

## (3) 消防組織法24条の2の運用について

同法同条に定める非常事態とは、地域の広さに視点をおいた解釈であり、また緊急の必要があるときとは、効率的な災害防備の措置がとれない場合を指しており、しかもこの二者が関連して解釈すべき文言となっている。しかし知事の指示は、強制力が伴うので、慎重に判断しておこなうよう制約が加えられている。

およそ異常気象下における火災は、初期段階で延焼拡大への情勢判断が必要であろうし、他方において、この重要な段階では消防の責任者たる市町村長はその指揮に混乱を来していることも十分に予側されるのである。従って当該市町村長の応援要請の未だない場合、災害初期の情勢判断によってのみ、同法を適用した知事の指示を行使することは、困難である。しかしながら、その時



期を逸した場合の災害の拡大を思うとき、同法の解釈とその運用について、財政面を含め、諸般の面からの検討を進める必要があると思われる。

期を逸した場合の災害の拡大を思うとき、同法の解釈とその運用について、財政面を含め、諸般の面からの検討を進める必要があると思われる。

別表

福光大火の応急復旧及び復興対策

(昭和54年5月現在)

区分	措置事項	実施内容	実施班
災害救助法関係	1. 避難所の設置	福光中部小学校，西岸寺の2ヶ所を指定し (各3日間)延600人収容した。	(福光町)
	2. 炊き出し等の食品供与	避難場所及び全焼世帯に対し炊き出しを行った。 内訳 $\left( \begin{array}{l} 90人 \times 5日 \times 540円 = 243,000円 \\ 152人 \times 3日 \times 540円 = 246,240円 \\ \text{計} \quad \quad \quad 489,240円 \end{array} \right)$	(福光町)
	3. 被服等生活必需品の供与	(1) トレーニングウェア 上・下 } 100着 下 着 上・下 } 200組 運動靴 } 200足 を福光町に供与。  (2) 救助物資の種類と量を勘案して生活必需品(食器類等)を供与する。(町福祉課に必要物資を調査依頼4月19日→完了4月23日)	県災害救助班 "
	4. 応急仮設住宅の設置	町有地2ヶ所に応急仮設住宅20戸(宮繕課建設)建設着手4月18日 完成予定 4月28日 入居予定 5月1日 $\left( \begin{array}{l} A \text{タイプ} 10戸 \quad 22.35 \text{ m}^2 \\ B \quad \quad \quad 10戸 \quad 27.32 \text{ m}^2 \end{array} \right)$ 町都市振興課と協同して，入居予定者に対	" "

区分	措 置 事 項	実 施 内 容	実 施 班
災 害 救 助 法 関 係	5. 住宅応急修理	し説明会を開く。  半焼世帯家屋の修理については、目下調査中であり、被害者及び町当局と協議の上実施する。	"
	6. 障害物の除去	(1) ダンプカー128台、ブルドーザー及び重機車輦等11台で燃えがらを除去 (2) 路面障害物の除去 (3) 自衛隊の出動要請  第14普通科連隊60名、321地区施設隊40名延100名。機動力ダンプ12台、チェーンソー10台	(福光町)  道 路 班 総 務 班
	7. その他	仮設建築物に対する制限緩和のための地域指定(建築基準法第85条第1項)(54.416) ・全焼世帯に10万円、半焼世帯に5万円の見舞金を町に手渡す。 ・寝たきり老人の短期保護(1人7日間) ・老人世帯、保護世帯への見舞 ・義援金の取扱い	建築住宅班  } 災害救助班
生 活 安 定 関 係	1. 相談業務の実施	(1) 臨時職業相談所開設 (福光町商工会19~20日) (2) 離職・転職者の職業相談、雇用保険受給手続相談 (3) 福祉年金のり災受給者14名中、福祉年金証書を焼失した者2名については、4月16日に交付済  国民年金被保険者については、5月中旬に	労 政 班  " 砺波職安が実施 4月12日~ 国民年金班  "

区分	措 置 事 項	実 施 内 容	実 施 班
生 活 安 定 関 係		<p>社会保険事務所職員及び福光町職員が協力して戸別訪問のうえ、次の事項について相談に応じる。</p> <p>①国民年金被保険者に対する住宅資金の融資について</p> <p>②国民年金保険料の免除制度</p>	
	2. 個人住宅関係	り災都市借地借家臨時処理法の適用（借地人，借家人の居住の保護）申請予定	建築住宅班
	3. 被災者用住宅の確保	（暫定措置） 雇用促進住宅入居あっ施（町役場・商工会への周知）	労 政 班
	4. そ の 他	<p>(1) 被災市街地における建築制限の予定（区画整理事業の決定をまっで行う）（建築基準法第84条第1項）</p> <p>(2) 火災復興土地区画整理事業についての説明 火災復興土地区画整理事業に対する指導等</p> <p>(3) 福光大火の教訓を広報 ・庁内休憩室に組写真で火災予防を啓蒙 ・月刊誌5月号で啓蒙</p> <p>(4) 焼失健康保険証の再交付及び現金給付の申請に対する支払いの迅速化を各会社保険事務所に通知</p>	<p>建築住宅班</p> <p>都市計画班</p> <p>広 報 班</p> <p>保 險 班</p>
	1. 個人住宅災害復興	(1) 住宅金融公庫の災害復興住宅建設資金	

区分	措 置 事 項	実 施 内 容	実 施 班
資 金 関 係		の借入に対する周知徹底 (2) 災害復興住宅に関する認定業務（建設等資金の融資希望者の家屋被害率等認定） 災害復興住宅建設等資金の借入申込について指導	
	2. 勤労者住宅災害復旧	全労災で現地調査 全焼者 24名 112,400千円決定 全焼以外調査中 見込額130,000千円程度	労 政 班
	3. 中小企業対策	(1) 災者に対する預金の払出し及び貸付について、日銀を通じ市中金融機関に協力を要請し、すでに実施されている。 (2) 福光町商工会の中に中小企業経営相談窓口を設置した。（4月20日福光町商工会で1日中小企業経営相談所開設）	中小企業班 "
	4. 世帯更生資金及び母子寡婦福祉資金の貸付	(1) 町福祉課を通じて災世帯の借入れ希望者を調査した。 (2) 臨時相談所を設け、融資申込の希望者に対し適切な指導を行い、融資に万全を期している。	災害救助班 婦人児童班
	5. 奨学資金貸与	(1) 砺波地区、高岡地区高校回送電話により被災生徒を調査（県立高校7名、私立高校2名が全焼）し該当校へ県奨学資金及び日本育英会奨学資金にもとずいて連絡 (2) 県立高校4名日本育英会奨学生に出願	指 導 班 "



区分	措置事項	実施内容	実施班
資 金 関 係	6. その他	<p>(被災生徒のうち2名は、日本育英会奨学生である)</p> <p>労 金 融 資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>現度額 2,000千円</li> <li>期 間 10年以内</li> <li>利 率 4.5%</li> <li>保 証 1,000千円より保証人1人</li> </ul> </li> <li>・住宅資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>限度額 5,000千円</li> <li>期 間 10年以内      20年以内</li> <li>利 率      6.5%      6.12%</li> <li>保 証 出資後抵当権設定</li> </ul> </li> </ul>	労 政 班
文 教 関 係	1. 平常授業の確保	4月12日福光中学校3限まで自習，その他平常通り	指 導 班
	2. 授業料の免除	該当校へ授業料の減免申請について連絡 (県立高校7名，授業料免除出願予定)	〃
	3. 学用品の供与	(1) 被災児童生徒の調査(砺波教育事務所 小学校 全焼10名 半焼11名 中学校    "    8名    "    5名 (2) 福光町教育委員会へ給与準備を要請 (4/13)(4月18日に給与完了)	〃
	4. その他	中学校3年生について修学旅行用品の供与を町へ要望	〃

区分	措置事項	実施事項	実施班
文教関係		準教科書，ワークブックについて発行者より無償提供される見込	指導班
衛生対策	1. 食品衛生の確保	(1) 炊出施設の指導 ・施設調理従事者の指導 (2) 被災住民への広報 ・喫食方法の指導 ・手を洗いましょう」ステッカー200枚貼付 (3) 被災食品取扱施設の監視指導 ・汚染食品の取扱指導 (4) 救援物資（食品）の取扱い指導	環境衛生班
	2. 給水衛生指導	(1) 井戸水飲用禁止と上水道水飲用の広報 (2) 水道の管理指導 ・各戸の水道元栓をしめ逆流等による本管汚染の防止 ・残留塩素の強化（0.2PPM） ・飲料水水質検査（炊出し施設，被災地付近）	〃
	3. 伝染病予防対策	(1) 消毒方法の実施（4月12日） り災地及び周辺を1班3名で2班編成し動力噴霧機で実施 (2) 清潔方法の実施（4月12日，13日） り災地を1班3名で2班編成，他に婦人会員40名応援 (3) 予防思想普及啓発（4月12，13日）	公衆衛生班 〃 〃

区分	措置事項	実施事項	実施班
衛生対策		<p>広報車及びリーフレットによる。 「個人衛生の徹底について実施」</p> <p>(4) 検病調査の実施(4月14日, 16日, 17日) 57世帯 242名 訪問調査を実施し確認</p> <p>(5) 早期発見・届出体制の確立 医師会・学校等施設長との早期発見のための情報体制を確立</p> <p>(6) 薬剤の確保と指導 クレゾール及びクロール石灰等の確保</p> <p>(7) 健康異常発見のための監視体制の強化を図っている。 地域からの疾病を早期に発見・届出する体制の強化を継続指導する。</p>	<p>公衆衛生班</p> <p>＃</p> <p>＃</p> <p>＃</p>
農業関係	<p>1. 農業共済関係</p> <p>2. その他</p>	<p>農業共済(建物)加入者に対する共済金の支払い</p> <p>支払対象戸数 10戸 支払共済金 50,000千円</p> <p>農業用施設・農機具等の取得や農業経営再建に必要な資金については、農業制度資金で融資に応じていきたい。</p> <p>(1) 被災者及び復旧作業用員の炊出しに必要な米の確保。</p> <p>(2) 災害時における米穀の応急配給取扱者に福光町長を指定し、米穀類臨時購入切符を交付</p>	<p>農業経済班</p> <p>＃</p> <p>＃</p>

区分	措置事項	実施内容	実施班	
財政 ・ 税務 対策		(3) 水稲種子焼失に伴う種子確保	農業普及班	
		(4) 育苗資材 " 資材確保	"	
		(5) 収穫乾燥機械及び農舎の焼失に伴う対策	"	
		(6) 耕耘整地機械の焼失に伴う対策	"	
		(7) 育苗期が遅れたため福光農協育苗センターで稚苗、成苗を委託確保	"	
		(8) 耕耘・収穫乾燥の農作業を委託機械施設購入建設に伴う融資	"	
		1. 市町村財政対策	災害救助費の市町村交付金の予算措置状況を福光町へ通知した(4月19日)	災害救助班
		2. 減免関係	特別交付税による措置	地方班
		(1) 被害者の中で県税の期限延長、徴収猶予、減免の措置を必要とする者について調査している。 被害者の申請に基づき、上記の必要な措置をとることとする。	税務班	
		(2) 被災事業所から保険料の納付猶予申請があった場合の延滞金の免除について措置するよう各事務所あて通知(4月14日)	保険班	
	(3) 復旧建築物に対する建築確認申請手数料の免除に伴う地域指定 (富山県建築基準法施行細則第6条第1項第4号)	建築住宅班		
	(4) 仮設建築物の許可申請手数料の免除 (富山県手数料徴収規則第3条)	"		

区分	措置事項	実施内容	実施班
財政・ 税務 対策	3. その他	<p>拠出年金事務交付金の精算交付申請の際特別事情分を社会保険庁へ申請する。</p> <p>昭和53年度における拠出年金事務交付金（特別事情分）の算定は、</p> <p>（ 被保険者1人あたり単価20円×年間 被保険者（53年3月で5,094人） = 101,880円の交付となる。）</p>	国民年金班

別記

消 第 217 号

昭和54年5月29日

市 町 村 長  
消 防 組 合 管 理 者  
殿

富 山 県 総 務 部 長

### 消 防 防 災 体 制 等 の 整 備 に つ い て

日頃消防防災活動には、配意をされておられるところでありますが、去る4月11日に福光大火の発生を見たことは誠に遺憾なことであります。この教訓に基づき関係機関と協議したところ、常時の消防防災体制はもとより災害時の防災活動など諸般の問題が提起され、不時の災害活動に対処し、複雑多岐にわたる消防行政の一層の推進を図るため、次の事項について早急に整備改善を要することが認められました。

ついては、各市町村並びに消防機関において、法令に基づく適切な処置を講ずるようお願いいたします。

なお、問題点のなかには、年次を追って計画的に推進する必要なものがあるが、これらについては速やかな計画樹立及び実施に配慮されるようお願いいたします。

## 記

### 第1 常時の消防防災体制の整備について

#### 1 消防力の強化について

##### (1) 専任消防長及び消防署長の設置について

このことについては、昭和53年6月19日付け消第225号で改善について依頼したところであるが、未だに改善されていない状況にあるのは誠に遺憾である。

該当の市町村にあっては、速やかに専任の消防長及び消防署長を設置し、消防防災体制に万全を期するよう機構の改善に配慮されたい。

##### (2) 消防職団員の充足について

消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）に基づき、消防職団員の充足に努められているところであるが、未だ不足なところがかかり見受けられる。該当の市町村にあっては、その充足に引き続き努力されるとともに、特に現有の消防車両台数を有効に運営するために必要な人員にも欠けるところがあるので、これについては早急に充足するように特段の配慮をされたい。

##### (3) 消防施設の整備拡充について

消防施設の整備拡充については、消防施設整備計画による年次計画に基づいて整備されてきているところであるが、計画どおり整備されるよう特段の配慮されたい。

#### 2 消防水利の確保について

消防水利についての現状を見直すとともに、消防水利として活用できる農

業用水等については、当該管理者と予め協定するなどにより消防水利の確保に万全を期されたい。

### 3 火災警報発令基準の見直しについて

このことについては、昭和46年2月19日付消第52号で通知したところであるが、地域の実情に応じて基準の見直しを行うとともに所要の改正を行われたい。

### 4 火災警防計画の見直しについて

各市町村においては、市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）に基づき消防計画が作成されているところであるが、地域、環境並びに体制の変化に対応した見直しをすることは勿論、特に木造建物密集地火災に対処するための火災警防計画の見直しを早急に実施されたい。

### 5 緊急自動車の優先通行等の協議について

緊急自動車の通行については、消防警戒区域の内外を問わず、支障が生じないよう所轄警察署と十分協議するとともに、例えば消防警戒区域内における駐車車両の撤去等に関して事前に警察との協力関係を協議されたい。

### 6 防災都市づくりの推進について

都市計画法等に基づく事業の市町村段階の審議にあつては、災害発生時における防災活動に支障を及ぼすことがないように消防機関の参加、あるいは意見を求めるなど十分協議して防災都市の形成に遺憾のないよう配慮されたい。

## 第2 火災警報発令時における留意事項について

### 1 火災警報の徹底について

火災警報を発令したときは、有効な手段により住民に周知させることは勿



論，特に木造住宅密集地等火災危険区域については，市町村条例に基づく火気の取扱規制の詳細に至るまで徹底するように配意されたい。

なお，警報発令時における出火責任や消防機関の責任について，法律上の争いが全国で散見されている実情にかんがみ，条例に定める所要の措置が確実に実施されるよう指導する必要がある。

## 2 隣接市町村等への通報について

火災警報を発令したときは，直ちに隣接市町村へ通報するとともに，県（消防防災課）へも報告するよう徹底されたい。

なお，解除したときも同様に取扱われたい。

## 3 出動体制の補充強化について

火災警報を発令したときは，速やかに消防職団員に対して非常招集又は自宅待機等所要の指示をなし，出動体制の強化について徹底されたい。

# 第3 災害時における防災活動について

## 1 消防の指揮権限について

大火災など災害時における防災活動の指揮権限，あるいは市町村消防相互応援協定に基づいて応援消防隊に対する指揮権限については，これを専門的部署に委任するなどにより，指揮系統を明確に定め，防災活動の運営に万全を期されたい。

## 2 災害状況の把握について

### (1) 報告体制の確立について

市町村長は，災害が発生したとき，災害対策基本法に基づきその状況を速やかに知事に報告することとされている。

また、状況の報告は、災害応急対策の基礎資料であることに留意し、情勢は握、報告連絡の体制の確立を図るなど、市町村と県との迅速かつ適確な連絡に配慮されたい。

(2) 情報伝達手段の確保について

災害時には、各種通信手段が輻輳し、通信連絡の混乱を生じた実例を省みて消防通信あるいは防災行政無線の改善等について、県、市町村ともに検討を要するところであるが、とりあえず災害対策基本法に基づく非常緊急通話について日本電信電話公社各電報電話局と協議し、事前に確保するように配慮されたい。



